

## Ⅶ 特に誤りやすい点 まとめ

### ・ 休止施設の取扱い

→ 休止施設として認めるためには、算定期間末日より6月以上前から事業活動を継続している施設から明確に区画されて閉鎖された状態であることを現地調査で確認する必要があります。そのため、次回申告時に休止施設として申告したい場合は、算定期間末日より6月前までに「休止施設届出書」を提出し、現地調査を受ける必要があります。

また、過年度に遡って休止施設を申告することはできません。

### ・ 免税点の判定

→ 非課税部分を除いた床面積と従業員数の算定期間末日の現況により判定します。したがって、算定期間の中途において増減があったとしても免税点判定においては月割計算を行いません。

### ・ 新設、廃止の取扱い

→ 資産割の計算において、同一敷地内の事業所床面積の拡張・縮小は月割計算を行わず、算定期間末日における事業所床面積が課税標準となります。市内の別敷地で事業所を新設・廃止する場合は当該新設・廃止された事業所が月割計算となります。＜P9参照＞

### ・ 減免の申請

→ 減免を受けたい場合は申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出してください。提出期限を過ぎた後の減免申請は受け付けることができません。

### ・ 添付がもれやすい提出書類

- 1 前事業年度の床面積に変更があれば申請箇所の平面図の提出が必要です。
- 2 「休止施設届出書」は前事業年度に認められた休止施設の申告内容と変更が無い場合でも毎回提出が必要です。
- 3 市内において事業所を新設または廃止した場合は、当該新設または廃止の日から60日以内に「事業所等新設・廃止申告書」の提出が必要です。
- 4 事業所用家屋の全部または一部を他の事業を行う者に貸付けを行った日もしくは既に申告した事項に異動が生じた日から60日以内に「事業所用家屋貸付申告書」の提出が必要です。